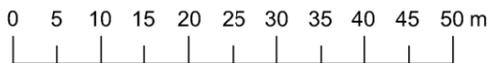


【令和12年7月~】  
旧管理棟の解体・撤去工事及び  
来場者用駐車場、一部外構整  
備区域。  
※大村市が事業者の計画に基づき  
工事を実施。

【令和8年4月~令和12年6月】  
管理棟、計量棟、工場棟ほか、  
本施設の供用開始に必要な施設整備区域。

大村市の工事実施範囲  
・現し尿処理施設の解体・撤去  
・現車庫棟の解体・撤去  
・事業実施区域かつ整備区域内の  
地下構造物、外構及び樹木の撤去

工事期間中に事業実施区域を越えて  
使用する範囲は、本市の関係部署と協議して  
範囲及び期間、復旧方法を決定すること。



- 
 : 事業実施区域
- 
 : 整備区域 (~R12.6)
- 
 : 整備区域 (R12.7~)
- 
 : 資材置き場